

厚生年金保険・国民年金事業の概況 (令和2年3月現在)

この統計では基本的に、被用者年金一元化により新たに厚生年金保険の適用対象となった、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団の情報を含まない。

1. 総括

(1) 適用状況

- 令和2年3月末の国民年金と厚生年金保険（第1号）の被保険者数は、6,311万人であり、前年同月に比べて、13万人（0.2%）増加している。

表1 制度別適用状況

	事業所数	被保険者数(人)			標準報酬月額 の平均(円)
		総数	男子	女子	
厚生年金保険(第1号)	2,435,755	40,374,470	24,876,819	15,497,651	314,798
船員以外	2,431,534	40,322,664	24,825,013	15,497,651	314,683
一般男子	・	24,824,542	24,824,542	・	357,127
女子	・	15,497,651	・	15,497,651	246,693
坑内員	・	471	471	・	368,679
(再掲)短時間労働者	37,034	472,199	129,238	342,961	146,999
船員	4,221	51,806	51,806	・	404,423
国民年金	・	22,736,502	7,682,693	15,053,809	・
第1号	・	14,342,966	7,501,521	6,841,445	・
任意加入	・	190,436	66,952	123,484	・
第3号	・	8,203,100	114,220	8,088,880	・
合計	・	63,110,972	32,559,512	30,551,460	・

注. 厚生年金保険(第1号)の被保険者のうち、坑内員及び船員は全員男子とみなした。

表2 制度別適用状況の推移

	事業所数			被保険者数			標準報酬月額平均		
	平成31年3月末 (千か所)	令和2年3月末 (千か所)	対前年同月比 (%)	平成31年3月末 (千人)	令和2年3月末 (千人)	対前年同月比 (%)	平成31年3月末 (円)	令和2年3月末 (円)	対前年同月比 (%)
厚生年金保険(第1号)	2,337	2,436	4.2	39,806	40,374	1.4	312,678	314,798	0.7
船員以外	2,333	2,432	4.2	39,754	40,323	1.4	312,562	314,683	0.7
一般男子	・	・	・	24,637	24,825	0.8	354,863	357,127	0.6
女子	・	・	・	15,117	15,498	2.5	243,623	246,693	1.3
坑内員	・	・	・	1	0	△ 11.8	354,816	368,679	3.9
(再掲)短時間労働者	35	37	5.7	435	472	8.6	144,795	146,999	1.5
船員	4	4	△ 2.0	52	52	△ 0.7	400,766	404,423	0.9
国民年金	・	・	・	23,178	22,737	△ 1.9	・	・	・
第1号	・	・	・	14,517	14,343	△ 1.2	・	・	・
任意加入	・	・	・	194	190	△ 1.6	・	・	・
第3号	・	・	・	8,467	8,203	△ 3.1	・	・	・
合計	・	・	・	62,984	63,111	0.2	・	・	・

(2) 給付状況

- 令和2年3月末の国民年金、厚生年金保険（第1号）及び福祉年金の受給者数（同一の年金種別を除く延人数）は、4,468万人であり、前年同月に比べて、13万人（0.3%）減少している。

注. 厚生年金保険（第1号）の受給（権）者とは、厚生年金保険受給（権）者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給（権）者及び短期要件分の遺族厚生年金受給（権）者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者をいう。

表3 制度別年金受給者数

(単位：人)

	総数	老齢給付		障害年金	遺族給付	
		老齢年金 ・25年以上	通算老齢年金 ・25年未満		遺族年金	通算遺族年金
厚生年金保険（第1号）計	35,432,128	15,389,876	13,972,491	452,164	5,597,788	19,809
旧共済組合を除く	35,072,010	15,176,313	13,905,714	449,453	5,521,221	19,309
旧法	896,427	315,418	241,155	31,774	289,185	18,895
新法	34,155,497	14,853,874	13,663,542	416,663	5,221,418	.
（再掲）基礎あり	26,195,709	13,740,192	12,099,836	284,001	71,680	.
基礎または定額あり	25,948,108	13,818,538	12,129,570	.	.	.
基礎繰上げあり	1,971,483	571,740	1,399,743	.	.	.
基礎繰上げなし	23,976,625	13,246,798	10,729,827	.	.	.
基礎及び定額なし	2,569,308	1,035,336	1,533,972	.	.	.
船員保険（旧法）	20,086	7,021	1,017	1,016	10,618	414
旧共済組合計	360,118	213,563	66,777	2,711	76,567	500
旧法	99,579	72,650	2,329	1,063	23,037	500
新法	260,539	140,913	64,448	1,648	53,530	.
（再掲）基礎あり	202,521	139,768	61,373	1,376	4	.
国民年金計	35,645,453	32,623,411	934,850	1,993,629	93,563	.
（再掲）基礎のみ共済なし・旧国年	7,773,857	5,670,508	441,380	1,630,076	31,893	.
旧法拠出制	822,023	444,327	329,400	39,638	8,658	.
新法基礎年金	34,823,430	32,179,084	605,450	1,953,991	84,905	.
（再掲）基礎のみ	8,043,139	6,265,375	113,025	1,634,875	29,864	.
（再掲）基礎のみ共済なし	6,951,834	5,226,181	111,980	1,590,438	23,235	.
福祉年金	27	27
合計	44,679,378	34,133,354	2,746,132	2,160,416	5,619,667	19,809

- 注1. 厚生年金保険（第1号）の受給者とは、厚生年金保険受給者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給者及び短期要件分の遺族厚生年金受給者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者をいう。
2. 新法老齢厚生年金（第1号）のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金・25年以上」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
3. 人数の合計は、厚生年金保険（第1号）と同一の年金種別の基礎年金を併給している者の重複分を控除した数である。
4. 「旧共済組合」は、厚生年金保険に統合された時点で旧J R共済、旧N T T共済、旧J T共済又は旧農林共済の受給権が発生していた者をいう。
5. 「基礎あり」は、同一の年金種別の基礎年金の受給権を有する者をいう。
6. 新法基礎年金のうち、老齢基礎年金の受給資格期間を25年以上有するものは「老齢年金・25年以上」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。
7. 「基礎のみ」は、同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金受給者をいう。
8. 「基礎のみ共済なし」は「基礎のみ」の受給者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を有しない受給者をいう。
9. 寡婦年金については、新法においても存続しているが、国民年金第1号被保険者であった夫の妻のみに対して適用され、基礎年金一律の給付ではないため、新法分も便宜上旧法拠出制に計上している。

- 令和2年3月末の国民年金、厚生年金保険（第1号）及び福祉年金の受給者の年金総額は、49兆5千億円であり、前年同月に比べて、2千億円（0.3%）増加している。

注. 厚生年金保険（第1号）受給（権）者の年金総額は、老齢給付及び遺族年金（長期要件）については、平成27年9月以前の厚生年金保険被保険者期間及び平成27年10月以降の第1号厚生年金被保険者期間に係る年金総額であり、平成27年10月以降に受給権が発生した障害厚生年金及び遺族厚生年金（短期要件）については、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて算出した年金総額である。

表4 制度別受給者年金総額

(単位：百万円)

	総数	老齢給付		障害年金	遺族給付	
		老齢年金 ・25年以上	通算老齢年金 ・25年未満		遺族年金	通算遺族年金
厚生年金保険（第1号）計	25,496,493	17,203,422	2,448,326	313,883	5,525,491	5,370
旧共済組合を除く	25,074,640	16,887,322	2,433,246	311,351	5,437,470	5,251
旧法	934,436	502,436	90,706	37,235	298,916	5,143
新法	24,099,799	16,364,584	2,342,190	271,968	5,121,058	.
（別掲）基礎年金	17,816,845	9,685,596	7,819,902	242,282	69,065	.
船員保険（旧法）	40,405	20,302	350	2,148	17,496	108
旧共済組合計	421,852	316,100	15,081	2,532	88,020	119
旧法	183,605	153,958	1,104	1,521	26,903	119
新法	238,247	162,142	13,977	1,011	61,118	.
（別掲）基礎年金	150,115	103,987	44,983	1,140	4	.
国民年金計	23,974,230	21,942,254	214,561	1,723,504	93,912	.
（再掲）基礎のみ共済なし・旧国年	5,005,572	3,461,833	100,713	1,415,057	27,969	.
旧法拠出制	333,206	218,939	75,575	34,795	3,897	.
新法基礎年金	23,641,024	21,723,315	138,986	1,688,709	90,015	.
（再掲）基礎のみ	5,477,859	4,003,119	25,400	1,418,029	31,311	.
（再掲）基礎のみ共済なし	4,672,366	3,242,894	25,138	1,380,262	24,072	.
福祉年金	11	11
合計	49,470,734	39,145,687	2,662,887	2,037,387	5,619,402	5,370

- 注1. 厚生年金保険（第1号）受給者の年金総額は、老齢給付及び遺族年金（長期要件）については、平成27年9月以前の厚生年金保険被保険者期間及び平成27年10月以降の第1号厚生年金被保険者期間に係る年金総額であり、平成27年10月以降に受給権が発生した障害厚生年金及び遺族厚生年金（短期要件）については、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて算出した年金総額である。
2. 年金総額には一部停止額を含む。
3. 「旧共済組合」は、厚生年金保険に統合された時点で旧J R共済、旧N T T共済、旧J T共済又は旧農林共済の受給権が発生していた者の当該年金の年金総額である。
4. 「基礎のみ」は、同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金受給者の年金総額である。
5. 「基礎のみ共済なし」は「基礎のみ」の受給者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を有しない受給者の年金総額である。
6. 寡婦年金については、新法においても存続しているが、国民年金第1号被保険者であった夫の妻のみに対して適用され、基礎年金一律の給付ではないため、新法分も便宜上旧法拠出制に計上している。

表5 制度別受給者状況の推移

	受給者数			年金総額		
	平成31年3月末 (千人)	令和2年3月末 (千人)	対前年同月比 (%)	平成31年3月末 (億円)	令和2年3月末 (億円)	対前年同月比 (%)
厚生年金保険(第1号)計	35,296	35,432	0.4	256,643	254,965	△ 0.7
旧共済組合除く	34,907	35,072	0.5	251,982	250,746	△ 0.5
旧法	1,033	896	△ 13.2	10,828	9,344	△ 13.7
新法	33,851	34,155	0.9	240,696	240,998	0.1
船員保険(旧法)	23	20	△ 11.3	459	404	△ 11.9
旧共済組合計	389	360	△ 7.4	4,661	4,219	△ 9.5
旧法	113	100	△ 12.2	2,118	1,836	△ 13.3
新法	276	261	△ 5.4	2,543	2,382	△ 6.3
国民年金計	35,294	35,645	1.0	236,380	239,742	1.4
(再掲)基礎のみ共済なし・旧国年	8,041	7,774	△ 3.3	51,173	50,056	△ 2.2
旧法抛出处	982	822	△ 16.3	3,957	3,332	△ 15.8
新法基礎年金	34,312	34,823	1.5	232,423	236,410	1.7
(再掲)基礎のみ	8,115	8,043	△ 0.9	55,003	54,779	△ 0.4
(再掲)基礎のみ共済なし	7,059	6,952	△ 1.5	47,216	46,724	△ 1.0
福祉年金	0	0	△ 51.8	0	0	△ 50.0
合計	44,808	44,679	△ 0.3	493,023	494,707	0.3

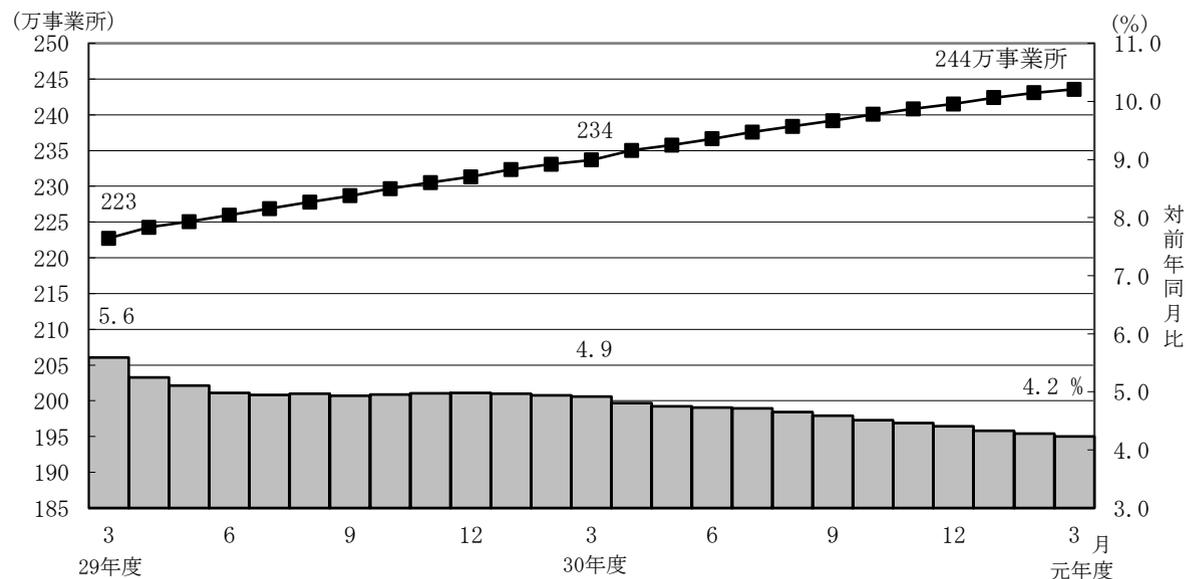
- 注1. 厚生年金保険(第1号)の受給者とは、厚生年金保険受給者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間(平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む)のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給者及び短期要件分の遺族厚生年金受給者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者をいう。
2. 厚生年金保険(第1号)受給者の年金総額は、老齢給付及び遺族年金(長期要件)については、平成27年9月以前の厚生年金保険被保険者期間及び平成27年10月以降の第1号厚生年金被保険者期間に係る年金総額であり、平成27年10月以降に受給権が発生した障害厚生年金及び遺族厚生年金(短期要件)については、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間(平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む)を含めて算出した年金総額である。
3. 人数の合計は、厚生年金保険(第1号)と同一の年金種別の基礎年金を併給している者の重複分を控除した数である。
4. 年金総額には一部停止額を含む。
5. 「旧共済組合」は、厚生年金保険に統合された時点で旧J R共済、旧N T T共済、旧J T共済又は旧農林共済の受給権が発生していた者及びその者の当該年金の年金総額である。
6. 「基礎のみ」は、同一の年金種別の厚生年金保険(第1号)(旧共済組合を除く)の受給権を有しない基礎年金受給者及びその者の当該年金の年金総額である。
7. 「基礎のみ共済なし」は「基礎のみ」の受給者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間(平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む)を有しない受給者及びその者の当該年金の年金総額である。
8. 寡婦年金については、新法においても存続しているが、国民年金第1号被保険者であった夫の妻のみに対して適用され、基礎年金一律の給付ではないため、新法分も便宜上旧法抛出处に計上している。

2. 厚生年金保険

(1) 適用状況

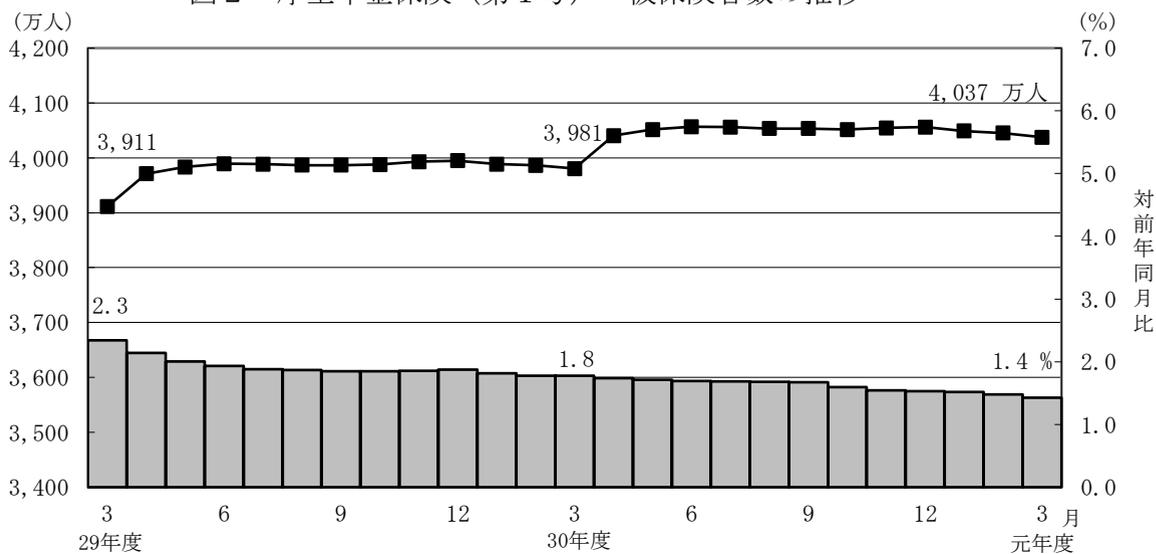
- 令和2年3月末の厚生年金保険(第1号)の適用事業所数は244万事業所であり、前年同月に比べて10万事業所(4.2%)増加している。

図1 厚生年金保険(第1号)適用事業所数の推移



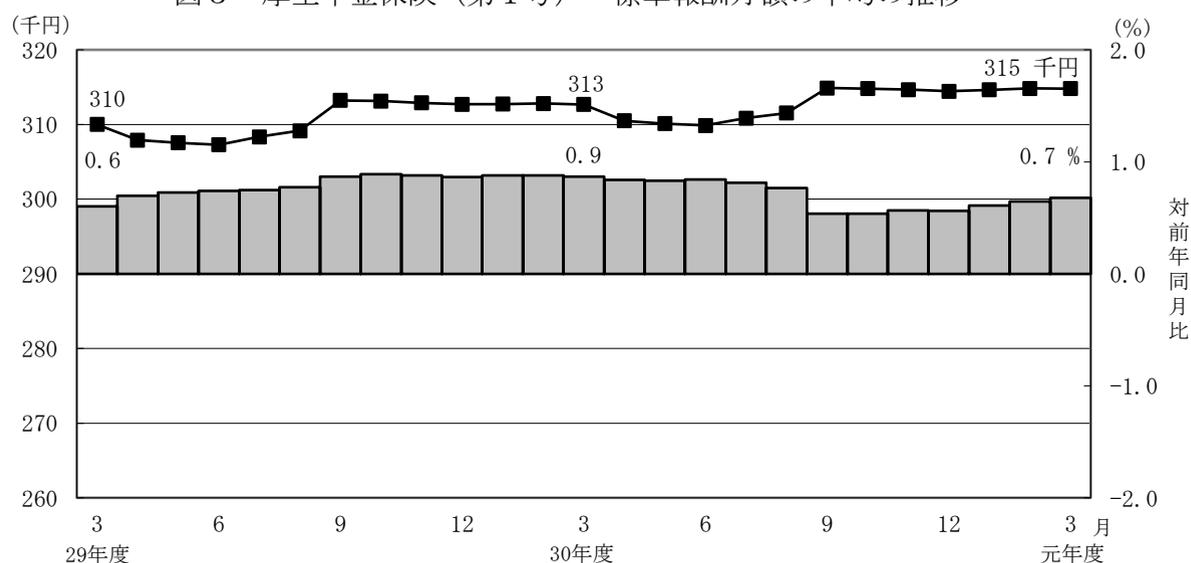
- 厚生年金保険（第1号）の被保険者数は4,037万人となっており、前年同月に比べて57万人（1.4%）増加している。内訳をみると、一般男子が2,482万人（対前年同月比19万人、0.8%増）、女子が1,550万人（対前年同月比38万人、2.5%増）、坑内員が5百人（対前年同月比63人、11.8%減）、船員が5万人（対前年同月比4百人、0.7%減）である。

図2 厚生年金保険（第1号） 被保険者数の推移



- 厚生年金保険（第1号）被保険者の標準報酬月額平均は、31万4,798円となっており、前年同月に比べて0.7%増加している。内訳をみると、一般男子は35万7,127円（対前年同月比0.6%増）、女子は24万6,693円（対前年同月比1.3%増）、坑内員は36万8,679円（対前年同月比3.9%増）、船員が40万4,423円（対前年同月比0.9%増）である。

図3 厚生年金保険（第1号） 標準報酬月額の平均の推移

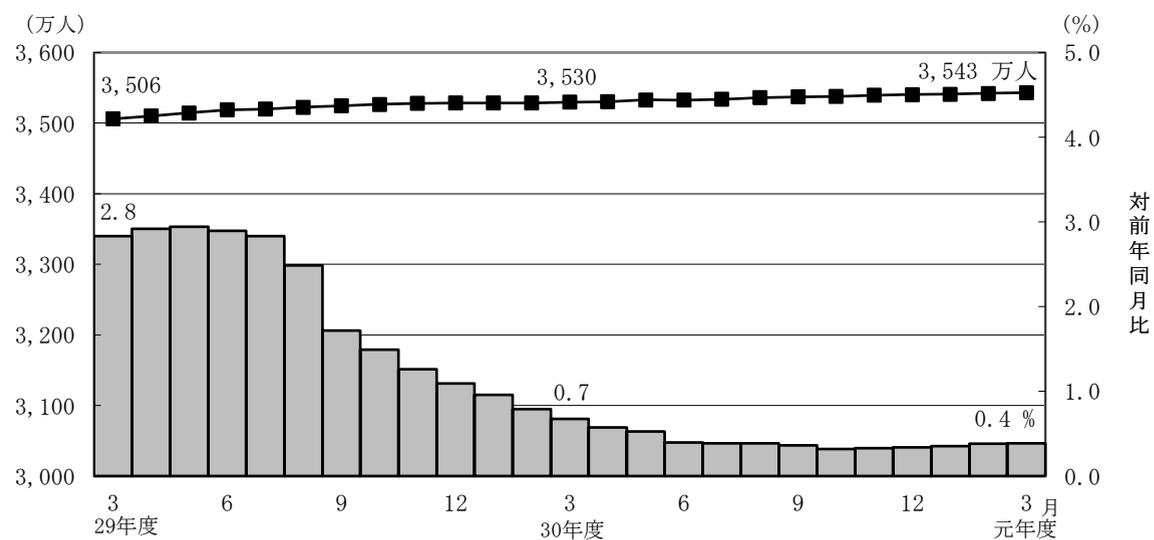


- 厚生年金保険（第1号）被保険者に係る賞与支給事業所数は7万事業所、賞与支給被保険者数は230万人、標準賞与額の平均は27万5,262円となっている。

(2) 給付状況

- 令和2年3月末の厚生年金保険（第1号）受給者数は3,543万人（旧法厚年分90万人、新法厚年分3,416万人、旧法船保分2万人、旧共済分36万人）で、前年同月に比べて14万人（0.4%）増加している。
- 老齢給付の受給者数は2,936万人（旧法厚年分56万人、新法厚年分2,852万人、旧法船保分8千人、旧共済分28万人）で、前年同月に比べて6万人（0.2%）増加している。
- 障害給付の受給者数は45万人（旧法厚年分3万人、新法厚年分42万人、旧法船保分1千人、旧共済分3千人）で、前年同月に比べて1万人（3.3%）増加している。
- 遺族給付の受給者数は562万人（旧法厚年分31万人、新法厚年分522万人、旧法船保分1万人、旧共済分8万人）で、前年同月に比べて6万人（1.1%）増加している。

図4 厚生年金保険（第1号） 受給者数の推移



- 令和2年3月末の厚生年金保険（第1号）の受給者に係る老齢年金の平均年金月額は、14万6,162円となっている。

- 令和2年3月末における失業給付との調整に該当する厚生年金保険（第1号）の受給権者数は3万人、高年齢雇用継続給付との併給調整に該当する受給権者数は19万人となっている。

表6 雇用保険の給付と厚生年金保険（第1号）の受給権者に係る老齢厚生年金との調整

	失業給付								
	件数（人）			総停止年金額（千円）			平均停止月額（円）		
	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満
令和元年10月	38,040	23,695	14,345	23,513,559	20,768,014	2,745,545	51,511	73,039	15,949
11月	36,195	22,160	14,035	21,992,142	19,312,750	2,679,392	50,633	72,626	15,909
12月	34,687	21,131	13,556	21,081,830	18,501,062	2,580,768	50,648	72,962	15,865
令和2年1月	31,929	19,141	12,788	19,067,722	16,643,580	2,424,142	49,766	72,460	15,797
2月	30,693	18,274	12,419	18,217,908	15,863,429	2,354,479	49,463	72,341	15,799
3月	30,402	17,918	12,484	17,891,272	15,533,381	2,357,891	49,041	72,243	15,739

	高年齢雇用継続給付								
	件数（人）			高年齢雇用継続給付による停止総額（千円）			平均停止月額（円）		
	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満
令和元年10月	218,045	210,560	7,485	29,090,599	28,411,545	679,054	11,118	11,244	7,560
11月	212,364	204,740	7,624	28,261,961	27,575,370	686,591	11,090	11,224	7,505
12月	209,623	201,716	7,907	27,774,332	27,066,645	707,686	11,041	11,182	7,458
令和2年1月	200,709	192,905	7,804	26,606,226	25,906,586	699,640	11,047	11,191	7,471
2月	192,692	184,989	7,703	25,534,485	24,843,305	691,180	11,043	11,191	7,477
3月	187,445	179,731	7,714	24,763,945	24,073,330	690,614	11,009	11,162	7,461

表7 厚生年金保険（第1号）受給者状況の推移

		受給者数			年金総額		
		平成31年3月末 (千人)	令和2年3月末 (千人)	対前年同月比 (%)	平成31年3月末 (億円)	令和2年3月末 (億円)	対前年同月比 (%)
厚生年金保険（第1号）	計	35,296	35,432	0.4	256,643	254,965	△ 0.7
老齢年金	計	15,409	15,390	△ 0.1	174,244	172,034	△ 1.3
	旧共済組合除く	15,177	15,176	△ 0.0	170,736	168,873	△ 1.1
	旧法	374	315	△ 15.8	6,050	5,024	△ 17.0
	新法	14,794	14,854	0.4	164,443	163,646	△ 0.5
	船員保険（旧法）	8	7	△ 16.5	243	203	△ 16.6
	旧共済組合	232	214	△ 7.9	3,508	3,161	△ 9.9
通算老齢年金 ・25年未満	旧法	84	73	△ 13.2	1,791	1,540	△ 14.1
	新法	148	141	△ 4.8	1,717	1,621	△ 5.6
	計	13,896	13,972	0.6	24,410	24,483	0.3
	旧共済組合除く	13,825	13,906	0.6	24,247	24,332	0.4
	旧法	292	241	△ 17.3	1,097	907	△ 17.3
	新法	13,532	13,664	1.0	23,146	23,422	1.2
障害年金	船員保険（旧法）	1	1	△ 21.0	4	4	△ 21.2
	旧共済組合	71	67	△ 5.5	163	151	△ 7.6
	旧法	3	2	△ 15.6	13	11	△ 15.5
	新法	68	64	△ 5.1	150	140	△ 6.9
	計	438	452	3.3	3,072	3,139	2.2
	旧共済組合除く	435	449	3.3	3,044	3,114	2.3
遺族年金	旧法	34	32	△ 6.7	399	372	△ 6.8
	新法	400	417	4.2	2,622	2,720	3.7
	船員保険（旧法）	1	1	△ 7.0	23	21	△ 7.3
	旧共済組合	3	3	△ 6.7	28	25	△ 8.5
	旧法	1	1	△ 9.1	17	15	△ 10.0
	新法	2	2	△ 5.1	11	10	△ 6.1
通算遺族年金	計	5,532	5,598	1.2	54,856	55,255	0.7
	旧共済組合除く	5,449	5,521	1.3	53,896	54,375	0.9
	旧法	312	289	△ 7.3	3,224	2,989	△ 7.3
	新法	5,125	5,221	1.9	50,485	51,211	1.4
	船員保険（旧法）	11	11	△ 6.9	187	175	△ 6.3
	旧共済組合	83	77	△ 7.8	960	880	△ 8.4
通算障害年金	旧法	25	23	△ 8.8	295	269	△ 8.9
	新法	58	54	△ 7.4	665	611	△ 8.1
	計	22	20	△ 11.4	60	54	△ 10.8
	旧共済組合除く	22	19	△ 11.5	59	53	△ 10.8
	旧法	21	19	△ 11.5	58	51	△ 10.8
	船員保険（旧法）	0	0	△ 10.4	1	1	△ 10.0
旧共済組合	1	1	△ 10.7	1	1	△ 11.2	
旧法	1	1	△ 10.7	1	1	△ 11.2	

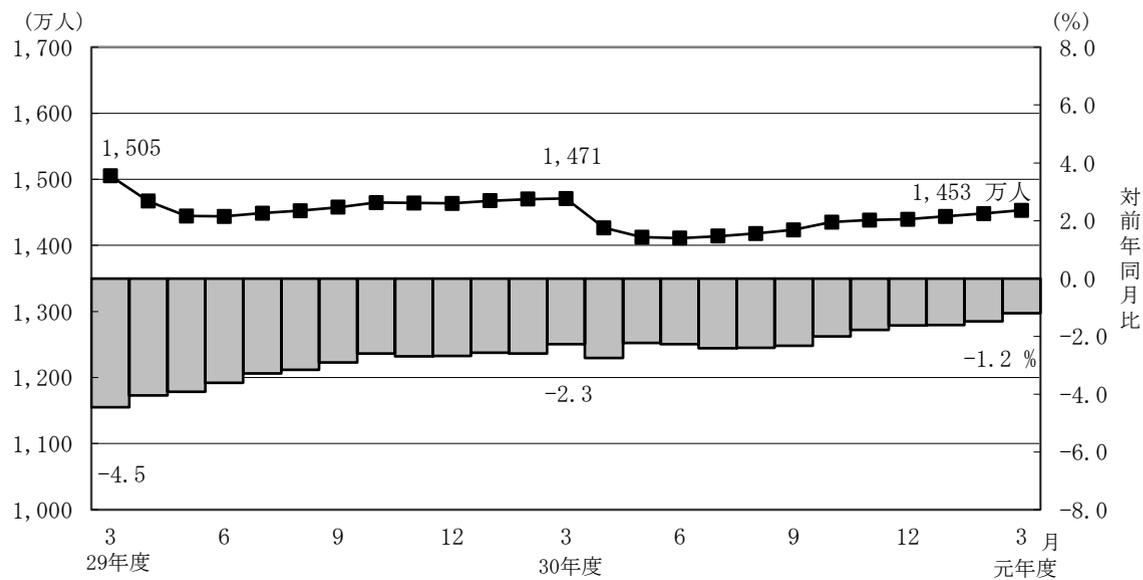
- 注1. 厚生年金保険（第1号）の受給者とは、厚生年金保険受給者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給者及び短期要件分の遺族厚生年金受給者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者をいう。
2. 厚生年金保険（第1号）受給者の年金総額は、老齢給付及び遺族年金（長期要件）については、平成27年9月以前の厚生年金保険被保険者期間及び平成27年10月以降の第1号厚生年金被保険者期間に係る年金総額であり、平成27年10月以降に受給権が発生した障害厚生年金及び遺族厚生年金（短期要件）については、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて算出した年金総額である。
3. 新法老齢厚生年金（第1号）のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
4. 年金総額には一部停止額を含む。
5. 「旧共済組合」は、厚生年金保険に統合された時点で旧J R共済、旧N T T共済、旧J T共済又は旧農林共済の受給権が発生していた者及びその者の当該年金の年金総額である。

3. 国民年金

(1) 適用状況

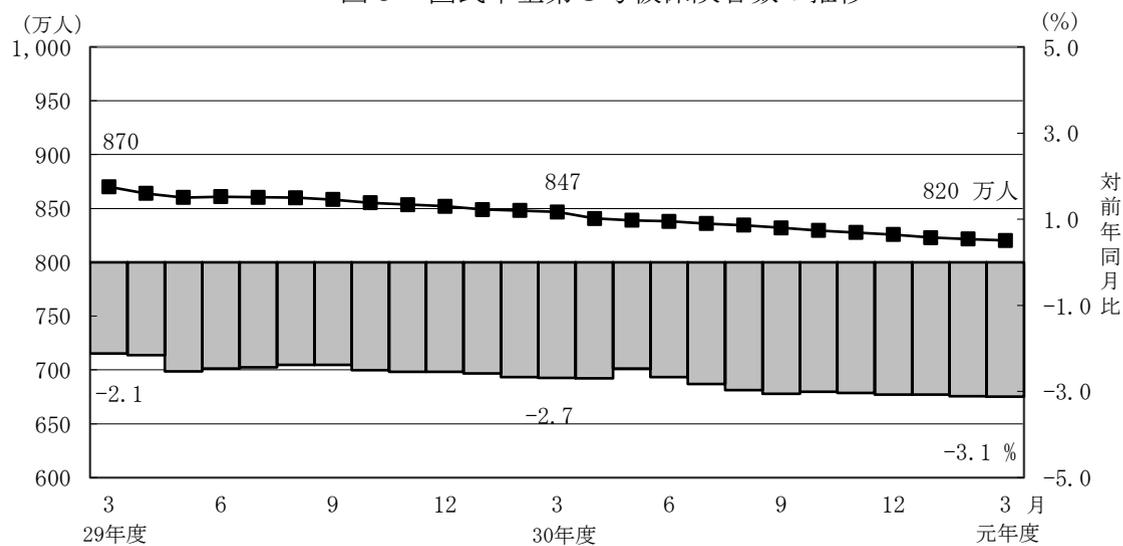
- 令和2年3月末の第1号被保険者数（任意加入被保険者を含む。）は、1,453万人となっており、前年同月に比べて18万人（1.2%）減少している。内訳をみると、男子は757万人（対前年同月比7万人、0.9%減）、女子は696万人（対前年同月比11万人、1.5%減）である。

図5 国民年金第1号被保険者数（任意加入を含む）の推移



- 第3号被保険者数は820万人となっており、前年同月に比べて26万人（3.1%）減少している。内訳をみると、男子は11万人（対前年同月比3千人、2.4%増）、女子は809万人（対前年同月比27万人、3.2%減）となっている。

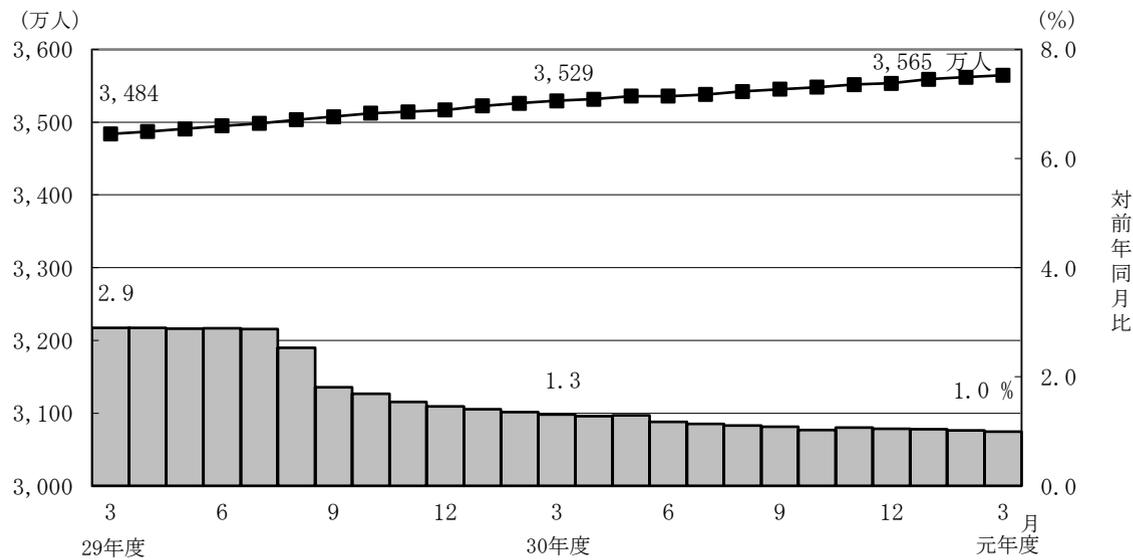
図6 国民年金第3号被保険者数の推移



(2) 給付状況

- 令和2年3月末の国民年金受給者数は3,565万人（旧法拠出制82万人、基礎年金3,482万人）で、前年同月に比べて35万人（1.0%）増加している。
- 老齢給付の受給者数は3,356万人（旧法拠出制77万人、基礎年金3,278万人）で、前年同月に比べて32万人（1.0%）増加している。
- 障害給付の受給者数は199万人（旧法拠出制4万人、基礎年金195万人）で、前年同月に比べて4万人（1.8%）増加している。
- 遺族給付の受給者数は9万人（旧法拠出制9千人、基礎年金8万人）で、前年同月に比べて2千人（2.5%）減少している。

図7 国民年金受給者数の推移



- 国民年金の老齢年金・25年以上の受給者の平均年金月額は、令和2年3月末で5万6,049円となっている。
老齢年金・25年以上の新規裁定者（受給者）の平均年金月額は、5万4,615円となっている。
- 旧法老齢年金受給権者及び同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金の老齢給付の受給権者について繰上げ受給の状況を見ると、3月は新規裁定者1万3千人のうち繰上げ受給権者が1千人となっており、繰上げ受給率は5.4%である。なお、平成30年度新規裁定者の繰上げ受給率は6.6%となっている。

表8 国民年金受給者状況の推移

	受給者数			年金総額			
	平成31年3月末 (千人)	令和2年3月末 (千人)	対前年同月比 (%)	平成31年3月末 (億円)	令和2年3月末 (億円)	対前年同月比 (%)	
国民年金 計	35,294	35,645	1.0	236,380	239,742	1.4	
(再掲) 基礎のみ共済なし・旧国年	8,041	7,774	△ 3.3	51,173	50,056	△ 2.2	
老齢年金 ・25年以上	計	32,304	32,623	1.0	216,343	219,423	1.4
(再掲) 基礎のみ共済なし・旧国年	5,903	5,671	△ 3.9	35,789	34,618	△ 3.3	
旧法拠出制	536	444	△ 17.0	2,636	2,189	△ 16.9	
新法基礎年金	31,769	32,179	1.3	213,708	217,233	1.6	
(再掲) 基礎のみ	6,373	6,265	△ 1.7	40,497	40,031	△ 1.2	
(再掲) 基礎のみ共済なし	5,368	5,226	△ 2.6	33,153	32,429	△ 2.2	
通算老齢年金 ・25年未満	計	936	935	△ 0.1	2,141	2,146	0.2
(再掲) 基礎のみ共済なし・旧国年	497	441	△ 11.1	1,131	1,007	△ 10.9	
旧法拠出制	393	329	△ 16.3	899	756	△ 15.9	
新法基礎年金	543	605	11.6	1,242	1,390	11.9	
(再掲) 基礎のみ	104	113	8.5	234	254	8.6	
(再掲) 基礎のみ共済なし	103	112	8.4	232	251	8.4	
障害年金	計	1,957	1,994	1.8	16,938	17,235	1.8
(再掲) 基礎のみ共済なし・旧国年	1,608	1,630	1.4	13,974	14,151	1.3	
旧法拠出制	43	40	△ 8.5	380	348	△ 8.4	
新法基礎年金	1,914	1,954	2.1	16,558	16,887	2.0	
(再掲) 基礎のみ	1,608	1,635	1.7	13,961	14,180	1.6	
(再掲) 基礎のみ共済なし	1,565	1,590	1.6	13,594	13,803	1.5	
遺族年金	計	96	94	△ 2.5	958	939	△ 2.0
(再掲) 基礎のみ共済なし・旧国年	32	32	△ 1.6	279	280	0.2	
旧法拠出制	9	9	△ 8.3	43	39	△ 8.9	
新法基礎年金	86	85	△ 1.8	915	900	△ 1.6	
(再掲) 基礎のみ	30	30	0.4	310	313	0.9	
(再掲) 基礎のみ共済なし	23	23	1.1	236	241	1.8	

- 注1. 「基礎のみ」は、同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金受給者及びその者の当該年金の年金総額である。
2. 「基礎のみ共済なし」は「基礎のみ」の受給者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を有しない受給者及びその者の当該年金の年金総額である。
3. 年金総額には一部停止額を含む。
4. 新法基礎年金について老齢基礎年金の受給資格期間を25年以上有するものは「老齢年金・25年以上」に、それ以外のは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。
5. 寡婦年金については、新法においても存続しているが、国民年金第1号被保険者であった夫の妻のみに対して適用され、基礎年金一律の給付ではないため、新法分も便宜上旧法拠出制に計上している。